

平成十二年厚生省・労働省令第六号

厚生労働省所管補助金等交付規則

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第九条第一項及び第十四条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第三条第三項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、厚生労働省所管補助金等交付規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において「補助金等」とは、「補助事業等」とは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項又は第二項に規定する補助金等又は補助事業等であつて、厚生労働省の所管に係るものをいう。

（申請書の記載方法及び添付書類の省略）

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項第四号に掲げる事項は、法令及び予算に基づいて厚生労働大臣が別に定める当該補助金等のそれぞれの交付基準に従つて記載するものとする。

2 令第三条第二項の規定による添付書類は、厚生労働大臣が別に定める場合を除き、省略することができる。

（申請の取下げの期日）

第三条 法第九条第一項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、厚生労働大臣が別に定める場合を除き、法第八条の規定による決定の通知を受けた日から起算して十五日を経過した日とする。

（実績報告の期日）

第四条 法第十四条の規定による実績報告は、補助事業等が完了した日から起算して一月を経過した日又は法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定をした年度の翌年度の四月十日のいずれか早い期日までに行うものとする。

2 厚生労働大臣は、特に必要があるときは、前項の期日を繰り下げることができる。

（電磁的記録）

第五条 法第二十六条の二の規定による厚生労働大臣が定める電磁的記録は、電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方法で作られる記録であつて、厚生労働大臣（法第二十六条第一項の規定により申請書等の受理に關する事務を委任された厚生労働省の機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により申請書等の受理に關する事務を行うこととなつた都道府県の知事があるときは当該知事とする。）の使用に係る電子計算機による情報処理の用に供することができるものとする。

（電磁的方法）

第六条 法第二十六条の三第一項の規定による厚生労働大臣が定める電磁的方法は、電子情報処理組織による申請等として厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第四条各項及び第五条各項に規定する方法とする。

附 則

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 この省令の施行の日前に労働大臣が交付の決定をした補助金等については、適用しない。

附 則（令和二年四月一日厚生労働省令第八〇号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。